

＜訪問介護利用料金表＞

R6.4.1～

◎ 訪問介護費

(1回あたり)(単位)

	令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から
1回あたりの時間	①身体介護中心	①身体介護中心
20分未満	167	163
20分以上30分未満	250	244
30分以上～1時間未満	396	387
1時間以上1時間半未満	579	567
以降30分増すごとに	+84	+82

1回あたりの時間	②生活援助中心	②生活援助中心
20分以上45分未満	183	179
45分以上	225	220

※ ③身体介護が中心の介護の後に引続き生活援助の介護を行うとき

①身体介護中心	②生活援助	※ ③	※ ③
所定の単位数	20分以上25分未満	①の所定単位数 + 67	①の所定単位数 + 65
乗降介助		99	97

基本報酬に加えて体制等の条件を満たした際に下記の加算を算定いたしますのでよろしくお願いいたします。

- ※ 緊急訪問介護加算(1回につき) 100
- ※ 初回加算(1月につき) 200
- ※ 特定事業所加算Ⅱ 所定の単位数に10%加算

早朝、夜間、深夜については別途加算あり

早朝(6:30～8:00)	所定単位数 + 25%加算
夜間(18:00～19:00)	
深夜(22:00～6:00)	所定単位数 + 50%加算

☆当訪問介護事業所の営業時間は午前6時30分～午後7時です。

令和6年4月1～令和6年5月31日まで

- 介護職員等処遇改善加算Ⅰ(介護・予防共通)
別途合計に22.4%相当の介護職員処遇改善加算が加わります。

令和6年6月1日より

- 介護職員等処遇改善加算Ⅰ(介護・予防共通)
別途合計に24.5%相当の介護職員処遇改善加算が加わります。

* 鈴鹿市は地区区分が(6級地)である為、上記表の単位数に10.42円を乗じた金額の介護保険負担割合証の記載してある負担割合が自己負担となります。

◎キャンセル料

(円)

30分	1,000
1時間	2,000

キャンセル及び振替は、利用日前日の17時までに連絡をお願いいたします。
※但し、急な体調不良や受診及び避けることのできない事情の場合は、当日の利用キャンセル料はいただきません。
※訪問介護計画に計画された提供時間分を30分単位でいただきます。